

・違反者講習制度とは

交通の違反点数 1～3 点の軽微な違反行為での累積違反点数が 6 点に達し、30 日の停止処分の対象となった運転者に対して違反者講習の受講が義務付けられ、受講した運転者には運転免許の行政処分（免許停止処分）を行わない制度です。

ただし、軽微な違反行為の累積点数が 6 点になっても、下記の運転者は違反者講習の対象にはなりません。

過去 3 年以内に免停（保留）処分を受けた者

過去 3 年以内に取消（拒否）処分を受けた者

過去 3 年以内に違反者講習受講歴がある者

過去に「道路外致死傷」や「重大違反そそのかし等」をした者

違反者講習の内容について

講習内容は、「実車運転等の適性指導型」または「社会参加活動型」で、いずれかを選択することができます。

1. 運転実技コース…座学・運転適性検査 3 時間＋自動車運転等による指導 3 時間
「自動車などを用いた運転適性指導を含む課程」安全運転の個別指導を受けます。

2. 社会参加活動コース…座学・運転適性検査 3 時間＋社会参加活動 3 時間

「道路を通行する者に対する交通安全教育などの運転者の資質の向上に関する活動の体験を含む課程」（高齢者や幼児・児童の横断指導等の補助、交通安全ポスター掲示やチラシ配付など）

* 違反者講習を受けると

運転免許の停止処分を免除されます。

累積違反点数 6 点は、その後の違反に加算されません。

* 違反者講習を受けないと

通知を受けてから 1 か月以内に講習を受けなかった場合（病気などの特別な理由がある時には、期間の延長が認められる場合がありますので、事前に連絡してください。）には、運転免許の停止 30 日の処分を受けます。

免許の停止期間の短縮はありません。